

レンタサイクル利用規約

令和3年5月17日施行

このレンタサイクルは、一般社団法人若狭美浜観光協会（以下 観光協会）が運営管理しています。この利用規約は、お客様（以下 利用者）がこのレンタサイクルを利用する際に遵守していただく事項について規定します。以下のことをご承諾いただき、サイクリングをお楽しみください。

第1条 利用資格

レンタサイクルは、次の各号の全部に適合する利用者のみ、利用することができます。

1. 本規約およびその他の交通規則等を守ることができる方。
2. 観光協会からの連絡が可能な電話番号を所有している方。
3. 貸出日に身分証明書を携帯しており、観光協会スタッフに提示することができる方。
4. 自転車の利用に耐えうる健康状態の方。
5. 酒気を帯びていない方。
6. 暴力団関係者でない方。
7. 感染症、その他、他人に伝染および感染する恐れのある疫病のない方。
8. 18歳未満の場合、貸出期間中、親権者または18歳以上の方（以下「保護者」といいます）が同伴できる方。
9. 過去にレンタサイクル費用の滞納がない方。
10. その他、観光協会が利用に適すと判断した方。

第2条 予 約

1. 利用者は、貸出希望日の2週間前から前日営業日の終了時間までに観光協会へ電話もしくは当協会窓口で事前予約を行うことができます。
2. 電話予約の際は、利用者（代表者）の氏名と電話番号、希望する自転車の車種、貸出希望日時をお伝えください。
3. 電話予約の際は、乗捨てサービスのご利用を希望される場合は、予約の際に観光協会までお伝え下さい。
4. 貸出状況によって、ご希望の車種を貸出しできない場合があります。
5. 予約なしでも、当日の貸出しは可能です。ただし、予約のみ貸出し可能な車種があります。また、事前予約のお客様を優先させていただきます。
6. 貸出日当日、予約時間に遅れそうな場合は、予約時間になる前に観光協会まで電話連絡をしてください。
7. 貸出は1人につき1台となります。
8. 18歳未満の方の利用は保護者同伴に限ります。また、安全のため、小学生以下の方の利用はお断りする場合があります。

第3条 予約変更

利用者は、予め観光協会へ連絡し承諾を受けることで、予約を変更することができます。

第4条 予約のキャンセル

1. 利用者は、貸出当日の予約時間までに観光協会へ連絡することで、予約をキャンセルすることができます。
2. 事前の連絡がなく、予約時間から1時間が経過した場合、自動キャンセルとなります。
3. キャンセルの連絡を行わず当日レンタルされなかった場合は、次回からの予約はできなくなります。

第5条 利用方法

1. 観光協会スタッフとともに、利用期間とレンタサイクルの車種を確認します。なお、身分証明書は複写させていただきます。
2. 利用料金の精算を行います。利用料金は、別途定めた通りとし、前払いとします。
3. 利用者と観光協会スタッフは、レンタサイクルに整備不良がないこと等をともに確認します。
4. 観光協会スタッフから、貸し出すレンタサイクルについて取扱い説明を行い、利用者にレンタサイクルをお渡しします。

第6条 利用注意点（厳守事項）

1. 交通法規を厳守してください。車両の交通量が多く危険な箇所がありますので、交通事故にはくれぐれも注意し、安全運転に心掛けてください。
2. 自転車を離れる際は、必ず施錠してください。また、道路上に自転車を放置しないでください。

第7条 利用料金

利用料金は別紙1に定めます。

第8条 利用料金の減額

利用料金の減額については、別に定めます。

第9条 貸出場所

若狭美浜観光協会（JR美浜駅） 美浜町松原35-7

第10条 返却場所

利用申込書兼同意書に指定した返却場所に必ず返却してください。

第11条 利用時間

1. 利用時間は、8：30 ～ 17：00です。
2. 利用者は、貸出商品を返却予定時間までに受付時に申し出たところに返却してください。
3. 返却予定時間を過ぎそうな場合、速やかに観光協会まで連絡してください。
4. 貸出期間を超過して返却した場合、利用者は別途定める超過料金を支払うものとします。
5. 貸出・返却は1日毎で、1泊2日の記載がある車種のみ2日間の連続利用が出来ます。ただし、1泊2日は観光協会の会員宿泊施設（ホームページ記載の宿）に宿泊する場合にのみご利用いただけます。
6. 返却予定時間を経過しても、利用者からの連絡がなく返却がない場合は、電話・郵便等で確認させていただく場合があります。また、返却時間を大幅に過ぎる等、観光協会が悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置を取る場合があります。なお、ご連絡をしない場合であっても、本規約に従い、追加料金は発生します。

第12条 対応範囲

故障・破損等の観光協会対応範囲は美浜町内と三方五湖周辺とします。

第13条 故障・破損

1. 利用期間中に貸出商品について、故障または破損した場合は、直ちに運転を中止し、観光協会まで連絡してください。
2. 利用者に起因する故障、損傷については、その取引および修理に要する費用を利用者が負担するものとします。

第14条 盗難・紛失

1. 盗難または紛失があった場合、速やかに観光協会まで連絡してください。
2. また、貸し出し中に自転車が盗難にあった場合、利用者は観光協会が指定した金額を支払うものとし、カギの紛失等についても同様とします。
3. 利用期間中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、観光協会は一切の責任を負いません。

第15条 事故

1. 貸出期間中に事故にあった場合、速やかに観光協会まで連絡してください。
2. 必要な場合は、警察に連絡する等、法令で定められた処置を利用者自身でとってください。
3. 事故起因による自転車の故障によって利用者や第三者に損害が発生したとしても、観光協会は一切の責任を負いません。
4. 事故についての示談等が必要な場合には、利用者自らの責任で行っていただきます。観光協会は、事故についての一切の責任を負いません。

5. 利用者の責に帰すべき事由により、観光協会または第三者に損害を与えた場合、利用者はこれを賠償するものとします。
6. 『賠償責任保険』補償範囲内で補償いたします。

第16条 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

1. 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
2. 危険箇所・不適切な場所での利用
3. 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
4. 自転車又は付属品の改造等現状の変更
5. 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
6. 利用申込者以外の第三者に使用させること。
7. 自転車を譲渡、質入れなどの処分にすること
8. 公序良俗に違反する利用

第17条 利用取消

1. 利用者が利用規約に違反した場合は、貸出中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。
2. 利用取消の場合は、観光協会が受領した基本利用料金の払い戻しは一切いたしません。
3. 利用規約の違反により、観光協会又は、第三者が被害を被った場合には、利用者にはその損害賠償を請求することがあります。

第18条 規約の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

第19条 個人情報

利用者の個人情報は、当レンタサイクル業務及び観光協会の事業活動に関する分析・統計以外の目的には使用いたしません。また、個人情報保護方針を別に定め、この方針に従い個人情報の適切な保護に努めます。

第20条 その他

1. メンテナンス等安全点検並びに自然災害のため、事前に告知することなくレンタサイクルの提供を中止する場合があります。
2. 自転車の数に限りがあり、貸出状況により利用できない場合があります。

レンタサイクル利用料金表

自転車種	4時間未満	4時間以上 ～1日	1時間延長	1泊2日	備考
普通自転車 (シティサイクル)	500円	1,000円	200円	1,500円	
電動アシスト自転車	800円	1,600円	300円	2,400円	
電動アシストクロスバイク	1,500円	3,000円	500円		
ロードバイク	2,500円	5,000円	1,000円		前日までに予約が必要
クロスバイク	1,500円	3,000円	500円		前日までに予約が必要
子供用シクロクロスバイク	1,500円	3,000円	500円		前日までに予約が必要
サイクルコンピューター	1日 2,000円				前日までに予約が必要
自転車付属品	1日 100円				
乗り捨て料金	+500円/1台 (三方駅・三方五湖道の駅のみ)				

(但し、天候不順等により、途中での引き返しの料金は発生いたしません。)

個人情報保護方針

(一社)若狭美浜観光協会(以下 当協会)は個人情報保護法その他関係法令を遵守いたします。

- 取り扱う個人情報の紛失、滅失、改ざんおよび漏洩の防止など、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を行います。
- 取得した個人情報は、以下に定める利用目的の範囲内でのみ利用いたします。
- 個人情報保護のために管理体制を継続的に見直し、改善いたします。

第1. 個人情報の利用目的

当協会は、利用者の個人情報を次の目的で取得し利用します。

- (1) 本サービスの利用に際しての利用者としての審査のため
- (2) 当協会の事業活動及び市場調査に関する分析・統計のため
- (3) 利用者が本サービスを利用している間における利用者との各種連絡のため

第2. 個人情報の第三者への情報提供

1. 当協会は、本条第2項に記載する場合を除き、当該個人のご承諾はない限り、取得した個人データを第三者に提供いたしません。
2. 次の場合、当協会は個人情報を開示・提供することがあります。
 - (1) 利用者ご本人の同意がある場合
 - (2) 利用者に明示した利用目的達成に必要な範囲で提携する事業者との間で個人情報を共同利用する場合
 - (3) 裁判所、検察庁、警察、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から法令等に則って開示を求められた場合
 - (4) その他法令等に定める正当な理由がある場合

第3. 個人情報の管理

当協会は個人情報を適切に管理いたします。

当協会は、集計業務、発送業務等の業務をする場合、個人情報を適正に認められる者にかかる業務を委託し、委託先との間で適切な守秘義務契約を締結したうえで、個人情報の取扱いを依頼します。

第4. 個人情報の開示・削除要求への対応

当協会の保有する個人情報は、ご要請に応じて開示いたします。

開示された個人情報が正確でないとお申し出があった場合、適切な方法で、その内容を確認し必要に応じて情報の追加・変更・訂正または削除などを行います。

レンタサイクル利用料減額に関する規約

(目的)

1. 一般社団法人若狭美浜観光協会(以下「当協会」という。)の管理するレンタサイクル利用料の減額は、当該利用規約に定めるもののほか、この規約に定めます。

(利用料の減額)

2. レンタサイクル利用規約により、利用料の減額をすることができる場合は、次のとおりとし、レンタサイクル利用料の5割を減額とします。
 - (1) 美浜町が主催となり、社会教育・社会福祉のための事業を行う利用のとき
 - (2) 美浜町教育委員会が主催する行事及び美浜町内の小学校又は中学校が、学校教育活動として使用するとき
 - (3) その他、会長又は局長が特に必要と認めるとき

(利用料の申請)

3. 減額を受けようとする者は、緊急かつやむを得ない事情のある場合を除き使用しようとする日の10日前までに、レンタサイクル利用料減額申請書(様式第1号)を会長に提出してください。

付 則

この規約は、令和2年11月1日から施行します。

【様式第1号】

(一社) 若狭美浜観光協会レンタサイクル利用料減額申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 若狭美浜観光協会
会長 橋本 富夫 様

申請者住所

申請者氏名

電話番号

次のとおりレンタサイクル利用料の減額を申請します。

利用の目的	
利用期間	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで (時間)
減額を必要とする理由	